

## マネロン・金融犯罪対策への取組強化について

令和8年3月2日

代表理事組合長 相坂 有俊

組合員・利用者の皆様へ

昨今、様々な金融犯罪が発生し、その手法や手口も巧妙かつ高度になってきています。新聞やニュースをご覧になり、不安を感じておられる組合員・利用者の方も多いのではないかと思えます。また、国際的に金融機関が取り組まなければならない課題として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策（以下「マネロン対策」）の重要性が益々高まっています。マネロン・金融犯罪対策に取り組むことは、信用事業を営む当組合の責務でもあります。

当組合では、金融機関としての信頼性を確保するため、そして、お客様の大切な財産を金融犯罪からお守りするために、マネロン対策を「重要な経営課題」として位置づけて、一層力を入れて取り組むことといたします。

### 《主な取組み》

- ・組織体制の強化のため、「マネロン・金融犯罪対策リーダー」を設置し、組合全体で対策の定着と高度化を進めます。
- ・職員の知識向上や意識醸成のため、最新の不正手口や法令等に基づく研修を継続的に実施し、現場での気づきと迅速な対応力を高めます。
- ・取引の適正管理のため、口座開設やお取引時の確認の厳格化、不審な取引の監視体制の強化等により、不正取引の未然防止に努めます。
- ・関係当局や関連機関と連携し、情報共有と通報のルールに基づき、迅速な対応を図ります。

### 《皆様へのお願い》

- ・安全・安心のため、本人確認やお取引内容のご確認をこれまで以上にお願いする場合があります。ご迷惑をおかけしますが、皆様の資産を守るための重要な手続きです。ご理解とご協力をお願いいたします。
- ・不審な電話やメールなどを受けた際は、迷わず当組合までご相談ください。

マネロン対策の確実な定着に向け、私を含む常勤理事が主体的に関与・指揮をとり、組合員・利用者の皆様に安心して当組合を利用いただけるよう、責任を持って取組みを進めてまいります。